

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所（現在は、A株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月1日から同年9月1日まで  
② 昭和49年3月17日から同年4月1日まで

私は、昭和46年4月1日にC株式会社（現在は、D株式会社）に入社し、入社と同時にA株式会社の企業内学校に異動したが、現在まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、各申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、D株式会社から提出された人事記録及びA株式会社本社から提出された資料から、申立人は、昭和46年4月1日にC株式会社に入社し、申立期間において、昭和46年度E校生として、A株式会社B事業所に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社及びD株式会社から提出された昭和46年度E校生受託要領によると、同学生の処遇として、「健康、厚生年金、失業、労災の各保険に加入する。」との記載が確認できる。

さらに、A株式会社では、「申立人は、昭和46年4月1日から49年3月

15 日までの間、E 校に在籍し、厚生年金保険に加入していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社 B 事業所における昭和 46 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A 株式会社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和 46 年 9 月 1 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、及び申立人は、「いつ頃 F 都道府県に戻ってきたか覚えていないが、F 都道府県に引っ越すための 2、3 日を除いて、E 校を卒業後も A 株式会社 B 事業所に勤務していた。」旨供述していることから、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が名前を挙げた同僚 6 人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会したところ、回答を得られた 4 人全員が、「申立期間当時、申立人は正社員だった。」と回答しており、このうち二人は、「申立期間当時、社員全員が厚生年金保険に加入しており、申立人も厚生年金保険に加入していた。」旨回答している。

さらに、上記同僚のうち、申立期間②に厚生年金保険の資格を喪失した二人は、雇用保険の離職年月日と厚生年金保険の資格喪失日がおおむね一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社 B 事業所における昭和 49 年 2 月の社会保険事務所の記録から、4 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A 株式会社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和 49 年 3 月 17 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る

申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月23日から同年7月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。  
しかし、私は、申立期間にA株式会社に勤務しており、昭和39年に同社B事業所へ転勤を命じられた。昭和54年に20年の永年勤続で表彰されていることから、申立期間について継続して勤務していたことは間違いないので、未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された社員名簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、辞令等の資料は無いものの、A株式会社の回答によると、「異動日については、仕事の状況等の関係で15日付けの者もいるが、通常は1日付けと考えている。また、申立人の場合、その後の転勤時の異動日から、B事業所への異動も1日付けと類推することができる。」としていることから、昭和39年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和39年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から43年3月まで  
年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。  
しかし、申立期間の保険料は、私又は私の母が町内会の組長に渡していたはずであり、未納とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の保険料は、私又は私の母が町内会の組長に渡していたはず。」と主張しているが、申立人は納付金額等に関する具体的な記憶が定かでない上、その母親及び保険料を渡していたとする町内会の組長は既に死亡しており、申立てを確認できる供述は得られない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年7月にA社会保険事務所（当時）からB市に払い出されていることが確認できることから、申立人は当該払出し以降に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、これを前提とすれば、この時点では、申立期間の国民年金保険料は制度上、時効により納付することができない上、戸籍の附票によると、申立人は申立期間及びその前後を通じて、B市以外に住所の異動が無く、別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から42年3月まで  
年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。  
しかし、私は、昭和40年12月に会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年12月に会社を退職した後、A市で国民年金に加入し、保険料を納付した記憶があるとしているところ、平成9年1月の基礎年金番号導入以前に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出される必要がある。

しかしながら、A市では、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無いとしている上、戸籍の附票によると、申立人は申立期間及びその前後を通じて住所の異動が無く、また、申立期間及びその前後の国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても申立人の氏名は見当たらないことから、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれず、申立期間については国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで  
年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。  
しかし、申立期間の国民年金保険料は、実母が町内会の集金人に納付していたはずであり、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人自身が保険料の納付に直接関与していない上、その母親も既に死亡していることから、保険料の納付状況等が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 10 月 1 日に払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、当該払出日以降に行われたものと推測され、これを前提とすれば、この時点では、申立期間のうち 36 年 4 月から 37 年 6 月までの期間の保険料は時効により納付することができない上、同年 7 月から 38 年 3 月までの期間の保険料は過年度保険料となるため納付組織を通じて納付することはできず、申立人の主張と合致しない。

さらに、戸籍の附票によると、申立人は上記国民年金手帳記号番号の払出日以前に住所の異動が無いことから、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月 21 日から 49 年 8 月 20 日まで

日本年金機構から「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」というはがきが届いたので確認したところ、申立期間について、脱退手当金が支払われた旨記載されていた。

しかし、私は、A株式会社で勤務した期間については、脱退手当金を受給した記憶が無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、オンライン記録によると、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和49年11月27日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和49年8月20日に当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、53年12月26日に国民年金に任意加入するまでの4年4か月間、公的年金に加入しておらず、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 1 日から 36 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 10 年 1 日から 39 年 4 月 1 日まで  
日本年金機構から、脱退手当金の支給に関する確認のはがきが届いた。  
しかし、私は、A事業所に勤務していた期間について、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 32 年 2 月 1 日から、同事業所において最後に脱退手当金の支給記録が確認できる被保険者の資格喪失日（40 年 8 月 1 日）までに記録が確認できる女性の被保険者のうち、脱退手当金の支給要件である被保険者期間が 2 年以上の被保険者は、15 人確認できるところ、このうち 11 人に脱退手当金の支給記録があり、うち申立人を含む 10 人は資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金が支給されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、年金事務所から提出された脱退手当金支給名簿において、申立期間①及び②に係る脱退手当金が、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 6 月 26 日付けで支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情

は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から28年4月9日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金を受給済みであるとの回答をもらった。  
しかし、私は、A株式会社B事業所を退職した際に、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されていることが記載されている上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A株式会社B事業所に対し、申立期間当時の脱退手当金に関する取扱いについて照会したところ、「当時の関係資料は保存されておらず、退職者に対する脱退手当金の取扱いについては分からない。」旨回答しており、申立てを確認できる関連資料及び供述は得られないほか、脱退手当金の支給記録がある者のうち、所在が確認できる5人に対し、申立期間当時の状況について照会したところ、二人から回答を得られたが、申立人の申立内容を裏付ける具体的な供述は得られない。

さらに、申立人は病氣療養中であり、具体的供述が得られない上、その夫から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。